

ドーハ閣僚宣言の投資に関するパラグラフ（仮訳）

貿易と投資の関係

- パラ 20. 多数国間の枠組みが、貿易拡大に貢献する長期の越境投資（特に外国直接投資）の透明性のある、安定した且つ予見可能な条件を確保している事例、及びパラグラフ 21 で言及されているように本分野における強化された技術支援及びキャパシティ・ビルディングの必要性を認め、我々は、交渉のモダニティに関する会合で明確なコンセンサスによって採られた決定に基づいて第 5 回閣僚会合の後に交渉が行われることに合意する。
- パラ 21. 我々は、本分野における技術支援及びキャパシティ・ビルディングのための強化されたサポート（開発途上国及び後発開発途上国がその開発政策及び目的、並びに人的・制度的開発に対する緊密な多数国間協力の潜在的重要性をよりよく評価するための政策文政及び政策開発を含む）に対する開発途上国及び後発開発途上国のニーズを認める。この目的のため、我々は、これらのニーズに対応するための強化され且つ十分に資源が手当された支援を提供すべく、他の関連する政府機関機関（UNCTAD を含む）と協力して、そして適切な地域及び二国間のチャネルを通じて、作業を行う。
- パラ 22. 第 5 回閣僚会合までの期間、貿易と投資の関係に関する作業部会における後続の作業は、範囲と定義、透明性、無差別性、GATS タイプのポジティブ・リスト方式に基づく設立前の約束に関するモダニティ、開発条項、例外と国際収支セーフガード、加盟国間の協議と紛争解決、の明確化に焦点を当てる。如何なる枠組みであっても、投資元国と投資受入国の利害を均衡のとれた方法で反映し、且つ、投資受入国政府の開発政策及び目的や公共の利益の観点で規制する当該政府の権利に妥当な考慮が払われるべきである。開発途上国及び後発開発途上国の特別な開発及び貿易並びに金融上のニーズは、枠組みの不可分の一部として考慮されるべきであり、これによって、加盟国が自国の個々のニーズや状況に相応して義務及び約束を果たすことを可能とするべきである。他の関連する WTO 規定に妥当な考慮が払われるべきである。適当な場合、投資に関する既存の二国間及び地域取極めについて考慮が払われるべきである。